

議案第35号

兵庫県市町村職員退職手当組規約の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第2項の規定により、令和6年7月1日付けで事務所の位置の変更に伴い、兵庫県市町村職員退職手当組規約を次のとおり変更することについて協議する。

よって、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求める。

令和6年6月7日提出

養父市長 広瀬 栄

兵庫県市町村職員退職手当組規約の一部を改正する規約

兵庫県市町村職員退職手当組規約（昭和30年兵庫県告示第197号の12）の一部を次の表のように改正する。（下線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
(組合の事務所の位置) 第4条 組合の事務所は、 <u>兵庫県神戸市中央区東川崎町1丁目3番3号、神戸ハーバーランドセンタービル内</u> に置く。	(組合の事務所の位置) 第4条 組合の事務所は、 <u>神戸市中央区下山手通4丁目16番3号、兵庫県民会館内</u> に置く。

附 則

この規約は、令和6年7月1日から施行する。